

田中健議員に対する再度の辞職勧告決議

田中健議員、あなたは高速道路料金の不払いを助長したとして、道路整備特別措置法違反容疑で平成18年に逮捕起訴され、本年9月、最高裁で200万円の罰金刑が確定した。

法令等は国民が守るべき規範だが、とりわけ多くの有権者から信託を受け公職にある議員にこのような刑が確定したことは大変恥ずべきことである。

このことは未だ公職の議員の身にあるあなた一人のみならず、江戸川区議会の品位に疑念を与えたばかりか、さらには江戸川区民の名誉も汚されたと感じている。

法制度上の失職事由は、禁固以上の刑であり、道路整備特別措置法違反の当該刑は罰金刑であり、失職にはつながらない。また、議会内の行為でないため、議会が除名という懲罰を科すこともできない。

このため、これまで江戸川区議会は、議員としてあるまじき行為をしたあなたに対し、起訴時の平成18年12月には問責決議、彦根簡易裁判所の判決のあった平成19年6月には、議員辞職勧告決議を行ってきたが、あなたは辞職の意思がなく今日に至っている。

江戸川区議会は、議員としてあるまじき行為をし、刑の確定した田中健議員に対し、ここに改めて、議員辞職を勧告する。

刑の重さを深く認識し、責任ある行動を求める。

以上、決議する。

平成22年10月28日

江戸川区議会